

事務連絡
令和6年5月14日

長野国有林森林整備協会
名古屋造林素材生産事業協会
(一社)長野林業土木協会
(一社)名古屋林業土木協会
(一社)林道安全協会中部支所
(一社)林道安全協会中部支所名古屋出張所

殿

中部森林管理局 森林整備部長

請負事業者等の災害発生について（号外）

令和6年5月7日に岐阜森林管理署の治山事業箇所で、一步間違えば重大災害に繋がりがねない労働災害（休業4日未満）が発生したので、その概要等を別添1のとおり送付します。

この災害は、床掘作業中、被災者は測量器で右岸の床掘位置の確認をしていたところ、斜面上部からの落石（20cm×35cm×40cm）が頭部（ヘルメット）に当たり、気を失い転倒したところ、足下の石に頭部を打ち付け被災したものであるものです。

（被災状況については、被災者の被災時前後の記憶が無いことから、現場状況より推定）

落石等が懸念される現場においては、事前に浮石や転石の点検を実施するとともに、不安定土石などについては事前に取り除いたり、必要により落石防止用のネットを張るなどの落石対策をとる必要があります。また、一人作業とならないように、監視員を含めた組作業となるような人員配置も検討が必要かと思われます。

これから迎える梅雨期や異常気象による大雨後などは一段と落石の危険が高まり、特に注意が必要となります。

つきましては、本件のような災害を防止するため、傘下会員に対して、このたびの災害概要を周知するとともに、下請け者を含む全ての現場従業員が様々な危険予知を行い安全な作業に徹するよう、機会ある毎に繰り返し要請をお願いします。

（担当：企画官（間伐推進担当）TEL050-3160-6569）

労働安全衛生規則 第二編 第六章 掘削作業等における危険の防止

労働安全衛生規則抜粋

(点検)

第三百五十八条 事業者は、明り掘削の作業を行なうときは、地山の崩壊又は土石の落下による労働者の危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- 一 点検者を指名して、作業箇所及びその周辺の地山について、その日の作業を開始する前、大雨の後及び中震以上の地震の後、浮石、及びき裂の有無及び状態並びに含水、湧(ゆう)水及び凍結の状態の変化を点検させること。
- 二 点検者を指名して、発破を行なった後、当該発破を行なった箇所及びその周辺の浮石及びき裂の有無及び状態を点検させること。

(地山の崩壊等による危険の防止)

第三百六十一条 事業者は、明り掘削の作業を行なう場合において、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り、労働者の立入りを禁止する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

(保護帽の着用)

第三百六十六条 事業者は、明り掘削の作業を行なうときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

- 2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

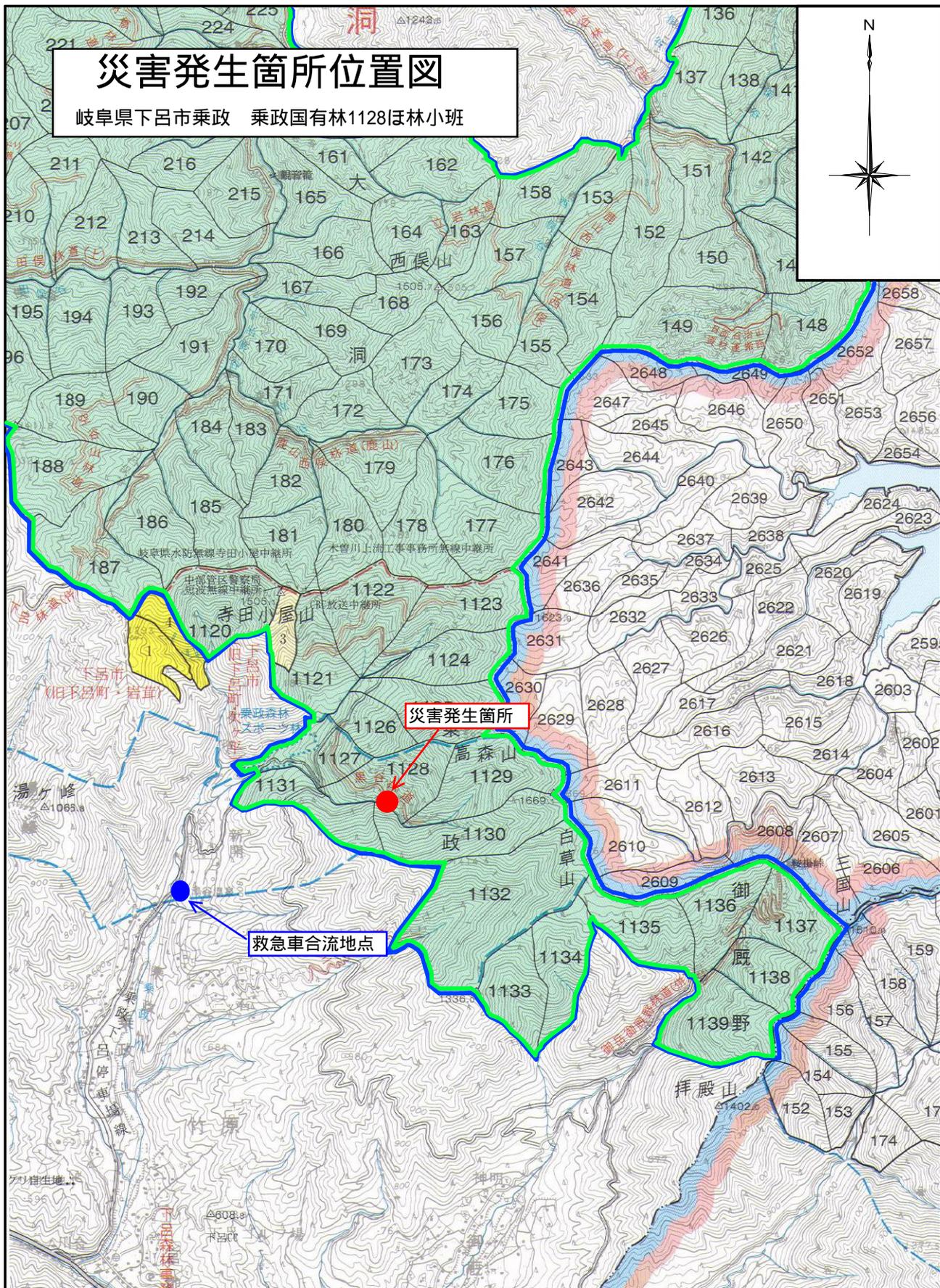
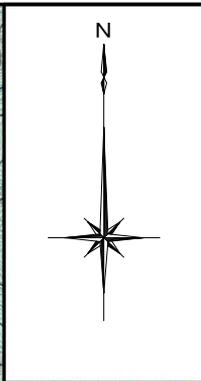
別添 1

請負事業体及び立木販売における災害発生報告(休業4日未満)

1 署 等 名	岐阜森林管理署
2 事業の種類	治山事業（乗政（黒谷支流）復旧治山工事）
3 災害発生日時等	令和 6年 5月 7日（火） 10時15分頃発生 怪我の程度：左側頭部裂傷 休業見込み：3日（全治12日見込み）
4 災害発生場所	岐阜県下呂市乗政 乗政国有林1128い林小班
5 契約相手方	株式会社 梅田組
6 事業実行事業体	同 上
7 被災者年齢等	年齢：23歳 性別：男 2の事業の経験年数：3年 雇用区分：常雇 社会保険等加入状況：(労災)、(雇用)、(健康)、(厚生)、林退
8 従事作業	床掘作業
9 災害概況	<p>当日、被災者は同僚 A(現場代理人)と作業開始前のミーティングを行い、8時15分頃から谷止工の床掘作業を開始した。</p> <p>10時15分頃、被災者が自動追尾トータルステーション(ワンマン測量機械)で右岸の床掘位置の確認をしていたところ、のり面上部から落石が発生し、被災者の頭部(ヘルメット)に当たったはずみで気を失うとともに転倒し、頭部を地盤の岩石に打ち付け被災したと思われる(被災者への聞き取りでは、災害発生前後の記憶がないことから、現場状況により推測)。</p> <p>その後、被災者の意識が戻り自力で歩行し、約10m離れた場所でバックホウにより床掘作業を行っていた同僚 A に助けを求めた。</p> <p>同僚 A は被災者に駆け寄り被災者に声をかけたところ、意識があり自力で歩行が可能であったため、通勤用に設置しているモノレールに被災者と乗車し、上部の林道に駐車していた通勤車両へ移動した。</p> <p>10時20分頃、同僚 A は携帯電話で会社へ事故発生の連絡と救急車の要請を行い、救急車との合流地点まで通勤車両で被災者を搬送した。</p> <p>10時30分頃、合流した救急車により、被災者を下呂市内の岐阜県立下呂温泉病院に搬送した。</p> <p>11時00分頃、病院に到着し処置を開始。</p> <p>11時30分頃、医師から頭部裂傷の治療内容(5針縫合)と、頭部レントゲン及びCT検査の結果、異状は認められなかったが、24時間の経過観察のため翌日まで入院、その後2日程度の通院が必要との診断結果の説明を受けた。</p>
10 その他特記すべき事項	5月7日 下呂警察署による現場検証 岐阜森林管理署職員3名(総括治山技術官、治山技術官、主事)による現地確認 〃 社内ミーティングを実施し、再発防止策の検討(不安定土砂、浮石等の除去及び監視者の配置による組作業の徹底等)

災害発生箇所位置図

岐阜県下呂市乗政 乗政国有林1128ほ林小班

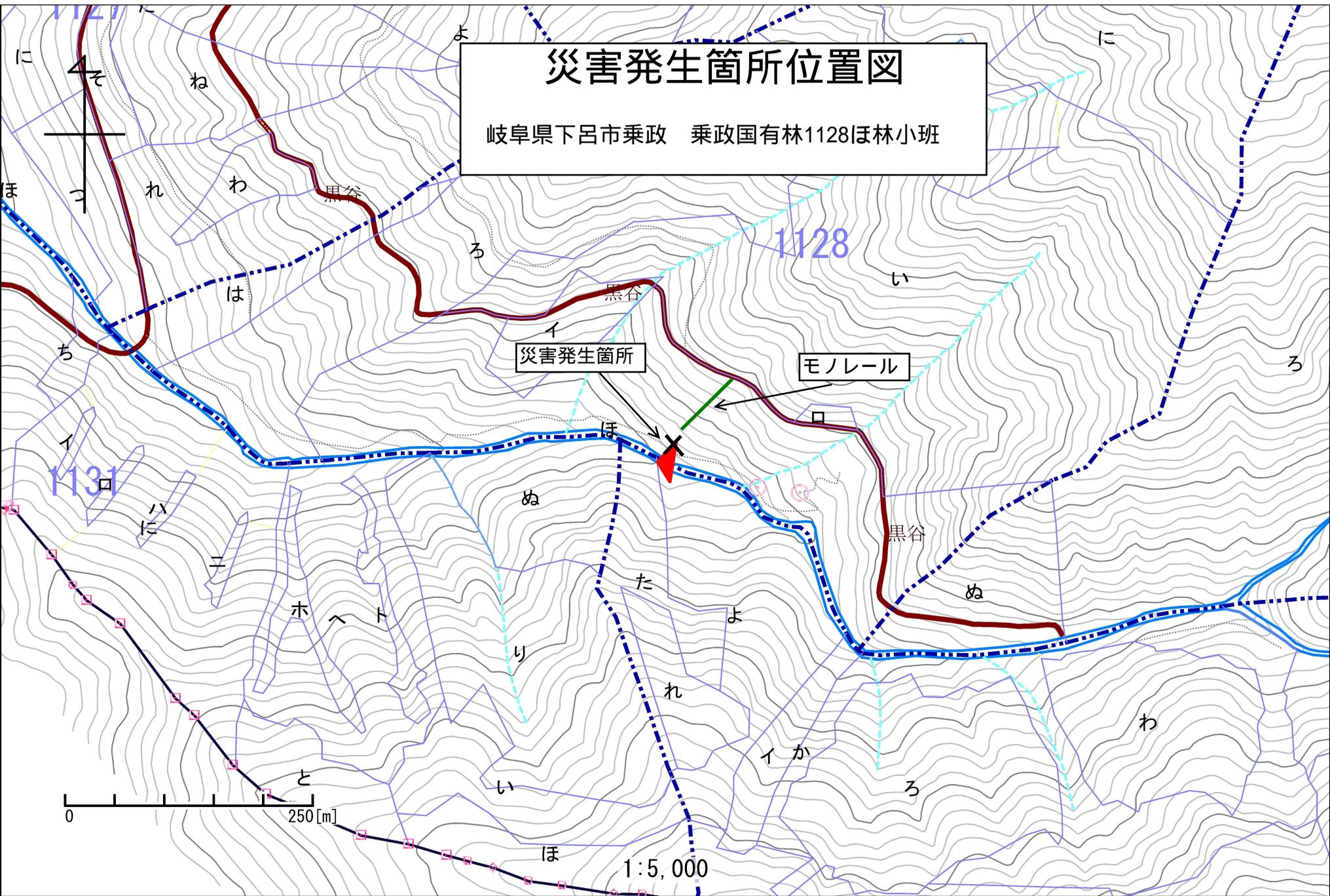


凡 例	
国有林界	——
保安林界	——

年 度	令和 5 年度		
図 面 名	位 置 図		
施 工 地	岐阜県下呂市乗政 乗政国有林1128・1130林班		
工 事 名	乗政（黒谷支流）復旧治山工事		
図面番号		縮 尺	1/50,000
設 計 者		製 図 者	審 査 者
中部森林管理局		岐阜 森林管理署	

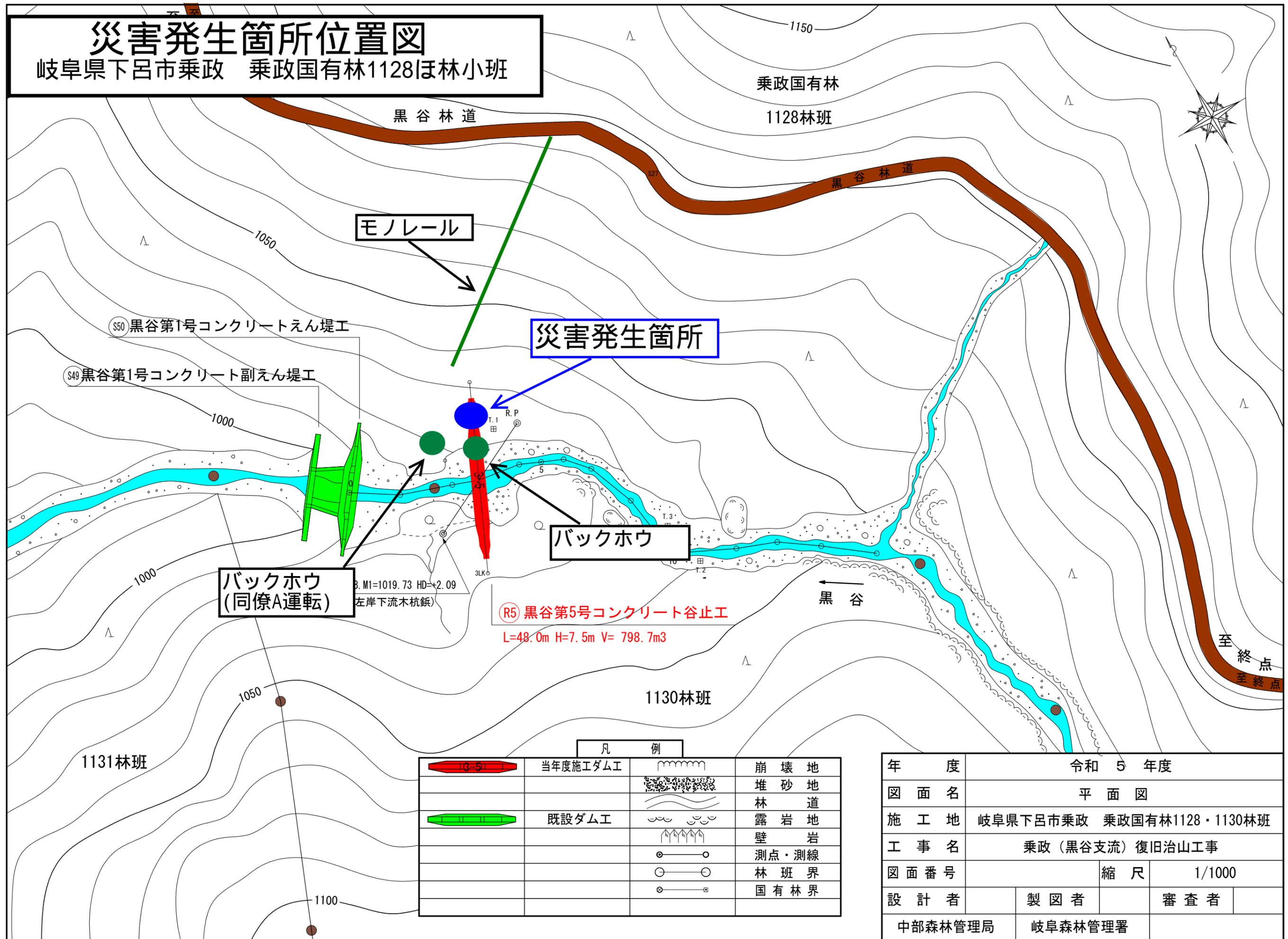
災害発生箇所位置図

岐阜県下呂市乗政 乗政国有林1128ほ林小班



災害発生箇所位置図

岐阜県下呂市乗政 乗政国有林1128ほ林小班



災害発生箇所

モノレール

バックホウ

バックホウ
(同僚A運転)

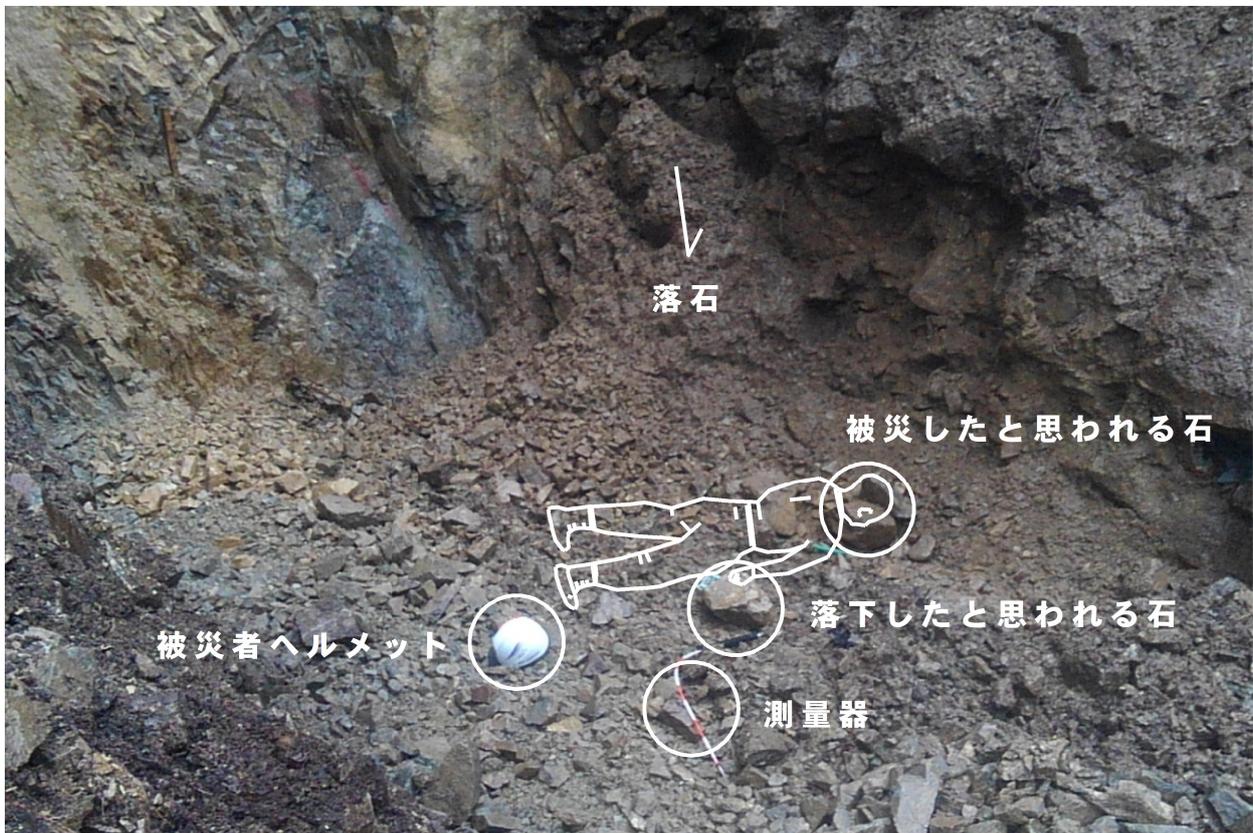
(R5) 黒谷第5号コンクリート谷止工
L=48.0m H=7.5m V= 798.7m3

凡 例

	当年度施工ダム工		崩壊地
	既設ダム工		堆砂地
			林道
			露岩地
			壁岩
			測点・測線
			林班界
			国有林界

年 度	令和 5 年度		
図 面 名	平面図		
施 工 地	岐阜県下呂市乗政 乗政国有林1128・1130林班		
工 事 名	乗政（黒谷支流）復旧治山工事		
図 面 番 号	縮 尺	1/1000	
設 計 者	製 図 者	審 査 者	
中部森林管理局	岐阜森林管理署		

災害箇所概要写真



のり面上部にあったと推定される転石(20cm*35cm*40cm)が落下し、被災者の頭部(ヘルメット)に当たり、被災者は意識を失い転倒後、足元付近の石に左側頭部を打ち付け被災したと推定される。